



宮 崎 県 公 報

平成24年 8 月 9 日（木曜日） 第 2411 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○温泉法施行細則の一部を改正する規則……………（自然環境課） 1		○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見……………（商業支援課） 3
告 示		○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意 見書の提出……………（ ” ） 3
○救急病院の認定……………（医療薬務課） 1		○土地改良区の役員の就退任の届出……………（農村整備課） 4
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関（精神通院医療）の指定……………（障害福祉課） 2		○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………（都市計画課） 4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）……………（砂防課） 2		○入札公告（2件）…………… 4
公 告		病院局公告
○採石業務管理者試験の実施……………（工業支援課） 2		○入札公告（3件）…………… 7
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………（商業支援課） 2		公安委員会公告
		○警備員指導教育責任者講習の実施について……………10
		○警備員等の検定の実施について……………11

規 則

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第39号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成14年宮崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第16号（第15条関係） [略] 添付書類 1 [略] 2. 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 又は外国人登録証明書の写し 3～6 [略] [略]	様式第16号（第15条関係） [略] 添付書類 1 [略] 2. 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 3～6 [略] [略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の温泉法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 547号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年 8 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
城山病院	宮崎市清武町船引 238

2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年 8 月 4 日から平成27年 8 月 3 日まで

宮崎県告示第 548号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 8 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
訪問看護ステーション安心夢	宮崎市	訪問看護	平成24年7月17日

宮崎県告示第 549号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年 8 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 土々呂第 3 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から13号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	延岡市土々呂町 1 丁目59-21
2	” ” ” 2-46
3	” ” ” 2-1
4	” ” ” 2-1
5	” ” ” 2-1
6	” ” ” 2-1
7	” ” ” 2-1
8	” ” ” 11
9	” ” ” 15-1
10	” ” ” 17-2
11	” ” ” 17-6
12	” ” ” 59-1
13	” ” ” 20

宮崎県告示第 550号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年 8 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 竹の枝尾 2 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 9 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	東臼杵郡椎葉村大字大河内字上岳ノ枝尾1956-2
2	” ” ” ” 1996-7
3	” ” ” ” 1985-27

4	”	”	”	”	1985-72
5	”	”	”	”	1985-72
6	”	”	”	”	1985-63
7	”	”	”	”	2006-1
8	”	”	”	”	2003-1
9	”	”	”	”	1956-1

公 告

採石法(昭和25年法律第 291号)第32条の13第 1 項の規定により、第41回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成24年 8 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時
平成24年10月12日(金曜日)午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎市旭 1 丁目 3 番 6 号
宮崎県庁 7 号館 744号室
- 受験願書の受付期間
平成24年 8 月27日(月曜日)から 9 月14日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。なお、郵送の場合は、9 月14日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の提出先
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
宮崎県商工観光労働部工業支援課
- 受験願書の提出方法
郵送又は持参
- 受験手数料
8,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- その他
(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部工業支援課において配布する。
郵送を希望する場合は、返信用封筒(21センチ5ミリ×30センチ以上)に切手を貼り、宛先明記の上、請求すること。
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。
(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部工業支援課(電話0985(26)7095)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年 8 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープみやざき高鍋店・ドラッグストアモリ高鍋店
児湯郡高鍋町大字北高鍋字中畑田5036 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀
宮崎市瀬頭二丁目10番26号
ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 南棟東側 (駐輪場No.1)	10台
南棟東側 (駐輪場No.2)	16台
南棟東側 (駐輪場No.3)	6台
南棟南側 (駐輪場No.4)	10台
中央棟南側 (駐輪場No.5)	10台
北棟東側 (駐輪場No.6)	46台
合計	98台
(変更後) 南棟東側 (駐輪場No.1)	8台
南棟東側 (駐輪場No.2)	18台
南棟東側 (駐輪場No.3)	7台
南棟南側 (駐輪場No.4)	9台
中央棟南側 (駐輪場No.5)	10台
北棟東側 (駐輪場No.6)	46台
合計	98台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 生活協同組合コープみやざき
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時30分
ナチュラル株式会社
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後11時
未定
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時30分
(変更後) 生活協同組合コープみやざき
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時30分
ナチュラル株式会社
24時間
未定
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時30分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場No.1	午前9時30分～午後9時45分
駐車場No.2	午前8時30分～午後11時30分
駐車場No.3	午前9時30分～午後9時45分
(変更後) 駐車場No.1	午前9時30分～午後9時45分
駐車場No.2	24時間
駐車場No.3	午前9時30分～午後9時45分

4 変更する年月日

平成24年7月15日

5 変更する理由

営業施策のため

6 届出年月日

平成24年7月13日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年8月9日から平成24年12月10日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成24年8月9日から平成24年12月10日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル三股店
北諸県郡三股町樺山4834-1 外26筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成24年3月12日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年8月9日から平成24年9月10日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル三股店
北諸県郡三股町樺山4834-1 外26筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成24年3月12日

3 意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便性の確保について

小学生の通学の際、特に夕方下校時においては、交通が渋滞し、交通事故の危険性が高いため、道路近くに警備員を配置するなどの細かな配慮をしてほしい。

(2) 防犯対策について

24時間営業により、店舗が青少年のたまり場となる可能性があり、深夜における治安の悪化が強く懸念される。具体的に対策を施してほしい。

(3) 騒音発生に係る事項について

近隣住居地域における騒音対策について、店舗の建築の段階から、対応を徹底してほしい。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年8月9日から平成24年9月10日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、百町原土地改良区（日向市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年8月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	股野満男	日向市美々津町 414番地
副理事長	海野幸人	日向市美々津町1753番地
会計担当理事	黒木幸義	日向市美々津町1430番地2号
監事	橋口二郎	日向市美々津町1030番地
監事	黒木秀利	日向市美々津町1281番地ロ号ノ2
理事	黒木一夫	日向市美々津町3683番地1号
理事	植野茂光	日向市東郷町山陰甲 605番地2号
理事	黒木真	日向市美々津町1341番地1号
理事	橋口忠臣	日向市美々津町 450番地1号
理事	黒木広繁	日向市美々津町 182番地
理事	橋口良一	日向市東郷町山陰甲 310番地8号

（任期：平成26年6月26日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事長	田代栄一	日向市東郷町山陰甲 349番地2号
副理事長	黒木学	日向市美々津町1827番地
会計担当理事	石田博茂	日向市美々津町1242番地
監事	黒木嘉文	日向市美々津町1152番地ロ号
監事	渡辺甚市	日向市東郷町山陰甲 603番地
監事	花田袈裟光	日向市美々津町 293番地
理事	黒木久信	日向市美々津町 888番地
理事	黒木窮	日向市美々津町1371番地3号
理事	橋口司	日向市美々津町1222番地
理事	黒木勝洋	日向市美々津町1762番地
理事	黒木一夫	日向市美々津町3683番地2号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年8月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

三股町

2 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画公園

3・3・4号 早馬公園

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県都城土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年8月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 宮崎県人事給与システム用機器等 一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書及び調達仕様書による。

(3) 契約期間 平成25年3月1日から平成30年2月28日まで（60月）

(4) 納入期限 平成25年2月28日

(5) 納入場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額

は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特記事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。

ア 平成 24 年宮崎県告示第 163 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種のうち、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー若しくはその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (32) 4474

イ 提出期限 平成 24 年 9 月 10 日午後 5 時

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当

(2) 期間 平成 24 年 8 月 9 日から平成 24 年 9 月 14 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当

(2) 期間 平成 24 年 8 月 9 日から平成 24 年 9 月 14 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館 3 階第二会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

(2) 日時 平成 24 年 8 月 24 日午後 2 時

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当

(2) 提出期限 平成 24 年 9 月 24 日午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館 3 階第二会議室

(2) 日時 平成 24 年 9 月 25 日午前 10 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature of service and quantity required: Personnel and payroll management system to be used by the Miyazaki Prefectural Government (software and hardware), 1 set.

(2) Closing date and time for the tender: 24 September 2012 5:00 p.m.

(3) Contact point regarding the notice: Personnel Administration Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan, TEL: 0985-32-4474

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 24 年 8 月 9 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 犯罪情報管理システム用装置 一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成 25 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

(4) 納入場所 仕様書のとおり

(5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額

は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の (3) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和 46 年宮崎県告示第 93 号) に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種のうち、営業種目が電算業務又は賃貸業務であること。ただし、同要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(6) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習犯又はその恐れのある者でないこと。

ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。

イ 暴力団員とは、暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団の構成員をいう。

ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。

(イ) 暴力団又は暴力団員に対し、賃金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。

(7) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(8) 会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 25 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 入札参加に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届 (別記様式 1) を平成 24 年 9 月 13 日 (木) 午後 5 時までに下記 12 の場所に提出 (土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで) しなければならない。

また、当該書類を郵送 (郵便にあつては、書留郵便に限る。) で提出する場合は、平成 24 年 9 月 13 日 (木) 午後 5 時必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成 24 年 8 月 9 日 (木) から平成 24 年 9 月 18 日 (火) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成 24 年 8 月 9 日 (木) から平成 24 年 9 月 13 日 (木) まで (土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで) ただし、郵送を希望する場合は、着払いとする。

7 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室

(2) 日時 平成 24 年 8 月 22 日 (水) 午後 3 時

8 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室

(2) 日時 平成 24 年 9 月 19 日 (水) 午後 2 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be Lease:

An Device for Criminal Information Management System,1 set

(2) Time limit for tender 2:00 p.m. 19 Sep, 2012

(3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters,1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年8月9日

県立宮崎病院長 豊田 清一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名及び数量 県立宮崎病院清掃業務 一式
- (2) 業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成24年10月1日から平成26年9月30日まで
- (4) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号
- (5) 低入札価格調査 調査基準価格を設けることとし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて調査及び審査を行うものとする。
- (6) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
イ 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号)第2条第1項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録されたものであり、かつ、第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
ウ 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
エ 平成22年4月1日から平成24年6月30日までの間に一契約

当たり契約金額2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)附則第3条の規定の適用を受ける者を含む。)であること。

カ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、かつ同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

キ 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからキの資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年8月23日までに提出しなければならない。また、提出方法は持参に限るものとし、書類提出時に聞取方式により内容の確認を行うので、内容を説明できる者が当該書類を持参すること。

なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号880-8510 電話番号0985(24)4181
- (2) 期間 平成24年8月9日から平成24年9月18日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当
- (2) 期間 平成24年8月9日から平成24年9月18日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課管理担当
- (2) 提出期限 平成24年9月18日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県庁3号館351号会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7086
- (2) 日時 平成24年9月19日午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者(調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。)を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital Cleaning Consignment 1 set.
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 18 September, 2012
- (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL:0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年 8 月 9 日

県立日南病院長 鬼塚 敏 男

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名及び数量 県立日南病院清掃業務 一式
- (2) 業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成24年10月 1 日から平成26年 9 月30日まで
- (4) 履行場所 県立日南病院 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- (5) 低入札価格調査 調査基準価格を設けることとし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて調査及び審査を行うものとする。
- (6) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額され、又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱 (昭和54年宮崎県告示第41号) 第 2条第 1 項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録されたものであり、かつ、第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 宮崎県の県税 (個人県民税及び地方消費税を除く。) に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

エ 平成22年 4 月 1 日から平成24年 6 月30日までの間に一契約当たり契約金額 2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が 100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号) 第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律 (平成13年法律第 156号) 附則第 3 条の規定の適用を受ける者を含む。) であること。

カ 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第 9 条の15に規定する基準を満たし、かつ同条第 1 号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

キ 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからキの資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年 8 月23日までに提出しなければならない。また、提出方法は持参に限るものとし、書類提出時に聞取方式により内容の確認を行うので、内容を説明できる者が当該書類を持参すること。

なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (21) 1627
- (2) 期間 平成24年 8 月 9 日から平成24年 9 月18日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 期間 平成24年 8 月 9 日から平成24年 9 月18日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 提出期限 平成24年 9 月18日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては書留郵便に限る。) によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県庁 3 号館 351号会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7086
- (2) 日時 平成24年 9 月19日午後 3 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等
県立日南病院総務課整備担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital Cleaning Consignment 1 set.
 - (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 18 September, 2012
 - (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan.
TEL:0987-21-1627

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年8月9日

県立延岡病院長 楠 元 志都生

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務件名及び数量 県立延岡病院清掃業務 一式
 - (2) 業務の特質等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 平成24年10月1日から平成26年9月30日まで
 - (4) 履行場所 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10
 - (5) 低入札価格調査 調査基準価格を設けることとし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて調査及び審査を行うものとする。
 - (6) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件

契約に係る県の支出予算が減額され、又は削除された場合
(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号）第2条第1項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録されたものであり、かつ、第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

エ 平成22年4月1日から平成24年6月30日までの間に一契約当たり契約金額2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定の適用を受ける者を含む。）であること。

カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たし、かつ同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

キ 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからキの資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年8月23日までに提出しなければならない。また、提出方法は持参に限るものとし、書類提出時に聞取方式により内容の確認を行うので、内容を説明できる者が当該書類を持参すること。

なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6757

(2) 期間 平成24年8月9日から平成24年9月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立延岡病院総務課庶務担当

(2) 期間 平成24年8月9日から平成24年9月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院総務課庶務担当

(2) 提出期限 平成24年9月18日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 県庁3号館351号会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7086

- (2) 日時 平成24年9月19日午後2時45分
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
県立延岡病院総務課庶務担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital Cleaning Consignment 1 set.
 - (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 18 September, 2012
 - (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki, 882-0835 Japan. TEL:0982-32-6757

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第27号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成24年 8 月 9 日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	2号警備業務	平成24年10月17日（水）から19日（金）及び10月22日（月）から24日（水）まで	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれ

かに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23条第 4 項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
 - (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
 - (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 3 講習の場所
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570
- 4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務	平成24年9月3日（月）から9月14日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警

備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第28号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成24年8月9日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1級	平成24年11月8日(木)午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成24年9月25日(火)から10月5日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 施設警備2級検定合格証明書の写し及び施設警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者)

カ 1級検定受検資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活

安全企画課警備業係 (電話番号0985-31-0110) に行うこと。